#### 連続講演 フランス法における歴史修正主義と憎悪表現 現代フランス憲法の課題 憲法裁判・憲法改正・表現の自由の限界

マ・オックマン

Щ

/監訳

爪 英 輔 訳

1 奇妙にも消えてしまった歴史修正主義

その中でも人種差別的憎悪の扇動やテロ行為ないし人道に 律を審議している。TwitterやFacebookのようなオンラ 対する罪の賛美を処罰する規定に違反する内容の削除を義 イン・プラットフォーム事業者に対し、一部の刑罰規定、 フランス議会は目下《インターネット上の憎悪》対策法

道に対する罪の存在を否定する言葉について言及していな

務づけることが、その目的である。

反面、

この法律は歴史修正主義的表現、

すなわち人

とが必要である。

プラットフォームは

一四時間以内に違法

な内容を削除しなければならないようになる。プラット

ば、その理由はインターネット上の憎悪対策のメカニズム ラットフォームに極めて迅速に行動するように要求するこ の特殊性に結びついている。すなわち、インターネット 司法大臣やこの法律の提案者である国民議会議員によれ

妙とも思える、〔法案から歴史修正主義的表現が〕消えて

な形態の一つであると考えられてきたからである。この奇 スではしばしば歴史修正主義が憎悪表現のオーソドックス い。そのことは驚くべきことである。というのは、

フラン

いることは、どのように説明すべきであろうか。

31

を識別することは、例えば、人道に対する罪の賛美よりもの政治家たちによれば、歴史修正主義の処罰は常に「評価の政治家たちによれば、歴史修正主義の処罰は常に「評価の政治家たちによれば、歴史修正主義の処罰は常に「評価に違法な表現のみを対象とする。ところが、それらは明白に違法な表現のみを対象とする。ところが、それら

複雑になる、とされるのである。

悪への 易なケースに出会うこともありうる。 歴史修正主義の中心人物であるロベール・フォリソン 入念な分析を必要とすることもあったりする(たとえば) ヴィッツではシラミしか毒ガスで殺されなかった」)、少し ある発言が明白に歴史修正主義的であったり(「アウシュ ル政府の(是認されうる)批判となったり、反ユダヤの憎 ダヤ人を対象とし、 (Robert Faurisson)を参照して、「私はフォリソンが正し (sionistes)」を対象にしており、文脈によってはイスラエ ードケースに出会うこともあれば、それにくらべれば容 この議論は説得的でない。あらゆる表現の自由の制約は (罰せられるべき)扇動となったりする。 あるいはまた、「シオニス ある主張が明白にユ 同様に ŀ

> という議論は不正確である。 史修正主義が明白ではない実例は決して存在しないのだ、

しかしながら、

国民議会議員や大臣が、

歴史修正

フォームがこの任務の達成を可能にするために、削除義務

スで歴史修正主義を厳しく規制してきた歴史を語る必要がスで歴史修正主義による軽罪は今日極めて広汎でフランス法で歴史修正主義による軽罪は今日極めて広汎でスランス法で歴史修正主義による軽罪は今日極めて広汎でスで歴史修正主義による軽罪は今日極めて広汎でいるのような状況に至ったかを理解するためには、フランスが適用に関する特有の問題を引き起こすことかかわる犯罪が適用に関する特有の問題を引き起こすこと

最初の特別法は一九九〇年に可決された。

ある。

## 2 ゲッソー法 (一九九○年

弟でもあるモーリス・バルデーシュ(Maurice Bardèche) 第でもあるモーリス・バルデーシュ(Maurice Bardèche)の義理の兄り、国土解放の際に銃殺された対独協力者の著述家であるり、国土解放の際に銃殺された対独協力者の著述家である。国土解放の際に銃殺された対独協力者の著述家である。国土解放の際に銃殺された人道に対する罪の存在への疑い

いとは言っていない、しかし……」と主張すること)。歴

である。 るジェノサイド懐疑論が興隆したのは一九七○年の終わりのような著述家とともに現れた。しかし、ユダヤ人に対す

これらの著述家に対して有罪判決が宣告されたとしても、 カ八七年に公刊された著作で用いた表現に由来する、とさ 九八七年に公刊された著作で用いた表現に由来する、とさ れる)。

罰することを可能にしていた。しかしながら、明示的にユまた「人種」への帰属を理由としたものであった場合に処その発言が個人を狙いとして、特定の国や宗教、あるいは七二年以降、法律は侮辱、名誉毀損や憎悪の扇動について、第一に、現行法が十分でないという懸念があった。一九

どのように処罰できるのであろうか? お難することなくジェノサイドの存在を否定する表現を、 ことができる、と考えられていた。ユダヤ人が捏造したと ことができる、と考えられていた。カダヤ人が捏造したと なくジェノサイドの存在を否定する表現を、 ができる、と考えられていた。カライルを がは、この法律の適用を免れる

パントラのユダヤ人墓地の墳墓盗掘――に特徴づけられる第二に、いくつかの反ユダヤ主義デモ――とりわけカル

望んでいた。明示的に歴史修正主義に反対する意思が一 犯者によって犯された人道に対する罪の存在を否定するこ る一八八一年のプレスについての法律に、 議員の名前である一 (Gayssot)」法 て」制裁を加えることが必要である、とされたのである。 ように、歴史修正主義の主張については、「それ自体とし 0 文脈において、 それ故に、一九九〇年夏に議会は、 議員を駆り立てたのである。 議会はおそらく象徴的意義を有する決定を -ゲッソーは法律案を提出した国民議会 を可決した。この法律は古くからあ ある元老院議員が説明した いわゆる「ゲッソー ナチスやその共

大の問題が生じることになった。

大の問題が生じることになった。

大の問題が生じることになった。

大の問題が生じることになった。

大の問題が生じることになった。

大の問題が生じることになった。

とを処罰する第二四条の二を挿入した。

## の憲法的枠組

3

歴

史修

正

主主義

に関する罪の拡大問題とそ

コーストは、歴史修正主義に関する罪が対象として

ホ

口

る、

部の論者が存在している。

いる唯 に何らかの隠蔽が伴い、常に何らかの否定を伴うと断言す 義はジェノサイドと不可分であり、ジェノサイド犯罪は常 の人道に対する罪ではない。 そもそも歴史修正

主

多くのアルメニア人が暮らしているフランスでは、極めて ジェノサイドは常にトルコ政府によって否定されてきた。 からない。第一次世界大戦中、特に一九一五年、オスマン ようになった。 人に対するジェノサイドへ拡大しようとする声が聞こえる 国においてアルメニア人の大量殺戮が発生した。この ゲッソー法の制定以降、 私はそれが日本で有名な問題であるかはわ 他の犯罪、 とりわけアルメニア

敏感な問題となっている。

ことになる

くとも前者よりもさほど重要でないと考えることに等しい

೬ ぱら理論的に考えると、二つの方向性がありうる。一つは らゆるジェノサイドの否定が禁止されなければならない くものである。この場合援用されるのは、 く否定される犯罪の性質を根拠にして考えを押し進めてい 誤った方向性である。それはつまり歴史否定の表現ではな 歴史修正主義に関する罪を拡大するという問題は、 あるジェノサイドの否定が禁止されるならば、 平等原則である。 b あ 0

次のように論じられることになる。 第一に、 ユダヤ人は

> イドの犠牲者であった。 ジェノサイドの犠牲者であったのであり、その否定はフラ ノサイドの否定は禁止されるべきである、 ンスで禁止されている。 結論として、フランスでこのジェ 第二に、アルメニア人はジェノサ

とは、 Ļ ことになる。ある〔ジェノサイド〕 は、ジェノサイドが現実に行われたことの結果を意味する このような考え方に従えば、歴史修正主義的行為の 他の〔ジェノサイド〕犯罪の否定行為を禁止しないこ 結局後者の存在を疑うことに等しく、 犯罪の否定行為を禁止 あるいは少な 処罰

その否定のもたらす危険である。 が有害であるから禁止されるのである 主義はそれが誤りであるから禁止されるのではなく、それ 止を正当化するものは、 この論法は誤謬に基づくものである。歴史修正主義の禁 否定される犯罪の存在ではなく、 言い換えると、 歴史修正

によって、表現の自由はその行使が有害と思われるときは はフランスでは憲法的価値をもつが、そのいくつかの規定 ねばならない。一七八九年の人および市民の諸権利の宣言 別の方向性、すなわち憲法によって示された方向性を辿ら やはり、 歴史修正主義に関する罪の拡大を検討するには

制約しうる、と定められている。

第一○条は「何人もその意見の表明が法律で定める公の第一○条は「何人もその意見について不安をもたれることがあってはならなで定める場合にその自由の乱用について責任を負うほかは自由に話し、自由に書き、自由に出版することができる」自由に話し、自由に書き、自由に出版することができる」と示している。より一般的には、第四条が「自由は他者をと示している。より一般的には、第四条が「自由は他者をと示している。より一般的には、第四条が「自由は他者を書することのないすべてのことをなしうることである」と

したことで、これらの規定をさらに明確にした。利を害する」場合にのみ表現の自由が制約されうると判断憲法院は、その行使が「公の秩序を損ない、第三者の権

為のみを禁じること」ができる。

かどうかについて、判断する必要がある。 為が、禁止を正当化するために十分に有害な影響を発する罪の否定が憎悪表現と共通点をもつかどうか、その否定行罪の否定が憎悪表現と共通点をもつかどうか、その否定行のように、憲法的な観点からは、歴史修正主義に関す

しかし、そして驚くべきことと思われるが、

フランスで

に、

ロベール・バダンテール (Robert Badinter)

正主義的表現ではなく否定された犯罪の性質に関心が集中しろ第一の方向性に属する議論をめぐって行われ、歴史修は決してこの角度からこの問題が取り扱われていない。む

# 4 バダンテール・ドクトリン

している。

ジェノサイドを否定することを禁止していない。かなる規範も定立せず、とりわけアルメニア人に対するしながら、この法律は単に確認的なものである。法律はいるジェノサイドを公式に承認する」法律を議決した。しかるジュノサイドを公式に承認する」法律を議決した。しか

その一○年後、議会の多数派はアルメニア人に対するありようを規定する反応を引き起こすことになる。 その一○年後、議会は、このような表現を名指しして禁止するのではなく、「法律によって認定されたジェノサイドの存在の否定」を禁止することによって、洗練された立法技存を示そうとした。この無益なごまかしは、以後の議論のありようを規定する反応を引き起こすことになる。

がル

ル・モンドに掲載された彼の文章は、 つとめた。 で死を迎えた。彼はまず弁護士となり後に司法大臣となっ したが、彼の父親は同政権によって逮捕され、強制収容所 人物である。 モンド誌に寄稿した。 ベール・バダンテールはフランスにおける極めて重要な 元老院議員の一部が議会での審議の際、 死刑の廃止を成し遂げた。とりわけ彼は憲法院院長を 要するに、 彼はヴィシー政権の反ユダヤ的迫害から生還 おそらく皆さんもご存知のように、 彼は、 卓越した発言力を有する。 一定の影響力をもっ 彼の言葉を振

りかざしたのであった。

たいない。 この寄稿文のタイトルは、「議会は裁判所でない」である。バダンテールの説明によれば、ユダヤ人に対するジェノサイドとアルメニア人に対するジェノサイドはまったく審 だ異は、前者についてのみ国際裁判所によって下された判 だ異は、前者についてのみ国際裁判所によって下された判 だったででいることにある。ニュルンベルクでの裁判に おいてはアルメニア人に対するジェノサイドはまったく審 での対象とならなかった。しかるに、立法府は裁判官の代 わりとなることはできず、アルメニア人に対するジェノサイドの存在を「宣言(proclamer)」することもできない。 憲法、特に権力分立原則は立法府にジェノサイドの認定を 禁止している、と言うのである。

する。

個人がそのようなメッセージを拡散したかについて、

審

だけである。個別の事例において、 ことができるわけではない。このような禁止は、 張することを禁止する。これに対して裁判官は訴追され 戮も一九一五年にオスマン帝国内で行われていない、 ない。立法府は、いかなるアルメニア人の徹底的な大量 属する。立法府は裁判官の権限をいっさい「侵害」して には個人に対し刑罰を宣告することは、 審理し、 の発言を公然と為した者を処罰することを可能にしてい いって、ジェノサイドの罪に問われた者に有罪判 するジェノサイドの存在を否定することを禁止したからと う主張〕は斥けられなければならない。アルメニア人に対 していないのである。例えば、 私にはないが、そこに憲法のいかなる説得的な議論も存在 口 ベール・バダンテールの文章を詳細に分析する余裕 刑罰の要件を満たしているかを確認し、その場合 裁判官の権限の侵奪 公訴事実となる表現 裁判官の権限に帰 単に特定 決を下す

決の存在するか否かである、とする考え方を憲法によってな基準は、歴史的事実の否定に関する罪にして裁判所の判歴史修正主義的行為の処罰について評価するために必要

関する罪を規定しうるとするフランスにおける憲法論の特裁判によって認定された犯罪の場合にのみ歴史修正主義に数少ない国の一つである。例えばドイツはそうではない。アランスはニュて、そのような基準は採用されていない。フランスはニュ正当化することは不可能である。その上、多くの国におい正当化することは不可能である。その上、多くの国におい

まくほのめかしてきたのである。

まくほのめかしてきたのである。

まくほのめかしてきたのであるが、いくつかの判決において、そのよにしているのであるが、いくつかの判決において、そのよいな必要がで正当化されていると受けとめられるように、うな要情を憲法中に確認するに至っ

殊性について、誰もうまく説明できてい

### 5 憲法院の二枚舌

ることによってある一つの規範が生み出された。それは、法は、議会による最終的な採決の後に憲法院に付託され、憲法院はこの法律を違憲と判断した。法律によって認定さ憲法院はこの法律を違憲と判断した。法律によって認定されたジェノサイドの否定を禁止し、この法律と、アルメニア人に対するジェノサイドに関する二〇一二年アルメニア人に対するジェノサイドに関する二〇一二年

い。あった。しかし、憲法院はいかなる理由付けも行っていなあった。しかし、憲法院はいかなる理由付けも行っていなとって十分に危険なものであるかどうかを審査すべきでとって十分に危険なものであるかどうかを審査すべきである。アルメニア人に対するジェノサイドの否定の禁止である。

その論理は、以下のように構成されている。下した判決のうち、最悪のものの一つとしてしまっている。含んだ論理構成を採用し、この判決を憲法院がこれまでに含れどころか憲法院は極めて凝りすぎの、そして矛盾を

- 行為を禁止、許可、または命令するものでなければな1)法律は規範的でなければならない。つまり、法律は
- の法律は規範的でない。のうちのいずれを行うものでもない。したがって、こ2)ジェノサイドを認定するにとどまる法律は、これら
- ことを意味する。

  ことを意味する。

  ことを意味する。

  ことを意味する。

  ことを意味する。

  ことを意味する。

  ことを意味する。

  ことを意味する。

この

論証は説得的ではない。

憲法院が付託を受けた法律

0)

れば、 ドを承認するに留まる法律が規範性を欠いているとするな は、 することは、 自 て何かを発言することを禁止している。 由 この瑕疵は、新たな法律を制定して処罰を行いさえす 治癒されることになろう。 制限の違憲性を指摘するために規範性の欠如を援用 確に規範的である。 矛盾している つまり、 憲法院のように、表現の 刑事制裁の危険を冒し かりにジェノサイ

しかし、その不合理性にもかかわらず、

この論証が判決

自ら誤解を解消するよりむしろそれを強めてしまっている。

律における規範性の要請のゆえに、である。決して憲法院 位置づけた」ことについて非難するならば、それはただ法 府自らがジェノサイドを「そのようなものとして認定し、 的にそれらを論拠付けることの困難さを明らかにしている。 かかわらず、この点に関して憲法院が沈黙したことは、 に付託した国民議会議員たちによって提起されていたにも しているわけではない。このような議論が実際には憲法院 を明らかにすることに対する立法府の無権限について言及 は裁判官の役割を侵奪していることや、歴史について立場 唯一 ずれにせよ、この判決が矛盾を孕んでいることが、そ の根拠なのである。 憲法院が立法府に対して、立法 法

> しながら、憲法院は自ら判決の正当化の機会を得るや否や、 判決は、このような主張を全く正当化してはいない。 対象としうるからである。もう一度繰り返すが、憲法院の 判所によって明らかにされた犯罪の否定行為のみを刑罰 処罰することができないのは、おそらく、憲法に従 に従えば、議会が自ら認定したジェノサイドの否定行為を で、 判決を別な形で説明せざるを得ない。 憲法院 0) 裁 0

平等原則の侵害という理由であり、 である 大に賛成して弁論するために手続への参加が認められたの イドの犠牲者の子孫たちが、 でいた。つまり、破毀院が憲法院への付託を決定したの アルメニア人に対するジェノサイドの闇がこの事件に及ん 六年のことであり、 法院が態度を明らかにする機会を得たのはようやく二〇 議会議員六○名または元老院議員六○名はいなかった。 ゲッソー法を憲法院に付託するための要件を充足する国 九九〇年の時点において、 合憲性優先問題に基づく判断であった。 歴史修正主義に関する罪 おそらく政治状況のゆえに、 九一五年のジェノ o) サ

力を生み出している。

憲法院の論証はあまりに不合理な

しているのだろうか

ジェノサイドの否定発言を禁止する権限がないことを言明

定発言の有害性を検討している点で、部分的には憲法論を定発言の有害性を検討している点で、部分的には憲法院は、規制対象となっている行為は人種差別的で危険な言説に相当するのであるから、その禁止は憲出よって犯された人道に対する罪の否定に処罰を限定しているからといって、平等に対する罪の否定に処罰を限定しとはいえない。したがって、一般論として、すべての人道とはいえない。したがって、一般論として、すべての人道とはいえない。したがって、一般論として、すべての人道とはいえない。

n° 2015-512

QPC du 8 janvier 2016]

は、ホロコー

スト否

しかしながら、憲法院は、上記の十分に満足しうる論証にとどまらずに、むしろ自らの判決に二○一二年判決の誤解をさらに強化することになる判決理由を付け加えたので解をさらに強化することになる判決理由を付け加えたので裁判による有罪判決の対象となったという事実にこだわっている。このような指摘はどれほど適切なのだろうか。結局のところ、憲法院は、二○一二年の判決で既に宣言したように、立法府が裁判所によって明らかにされていないように、立法府が裁判所によって明らかにされていないように、立法府が裁判所によって明らかにされていないように、立法府が裁判所によって明らかにされていないように、立法府が裁判所によって明らかにされていないように、立法府が裁判所によって明らかにされていないように、立法府が裁判所によって明らかにされていないように、立法府が裁判所によって明らかにされていないように、といる。

する罪の認定された事実の否定」の区別が人種差別対策と 際裁判所の判決によって人道に対する罪と認定された事 る。 る犯罪の認定は、ジェノサイド否定発言の人種差別的性 示している〔訳注:判決理由10〕。 して規定されたゲッソー法の対象と関連していることを の否定」と「その他の裁判所または法律によって人道に対 「フランスの裁判所またはフランスによって承認された国 である。憲法院はそのことを明示的に言及していない 修正主義の解釈に結論を導くことを可能にする一つの要素 発言の有害性との関係で憲法院の論証の中に挿入されてい V 裁判による有罪判決の存在は、 や少しも言明していない。 裁判による認定の基準 したがって裁判所によ 憎悪表現と同様に歴史 は

な結果を生じさせるという事実との間に、いかなる論理関事実と、その否定が現代社会において損害をもたらすよう由も存在しない。犯罪が裁判所によって認定されたという害な影響を増長させる可能性を斥ける、とするいかなる理とな影響を増長させる可能性を斥ける、とするいかなる理を影響を増長させる可能性を斥ける、とするいかなる理と、その否定が現代社会において損害をもたらすよう。裁判所によって明らかこの論証は全く説得的ではない。裁判所によって明らかこの論証は全く説得的ではない。裁判所によって明らか

の判定において役割を果たしていることになる

古代に犯された大量殺戮のように、 として位置づけることが可能であるのに対して、 Ó 他方で、

係も存在しない。

部の犯罪の否定発言が有害な憎悪表現

それと同様の影響力をもたない。それらの違いは、もっぱ ら社会的文脈によって判断されるべきである。否定された 有罪判決が存在するかどうかには、全く左右されな 別の犯罪の否定発言は

者からの搾取の罪を誇張的な方法で否定(nier)、過小評 条は、 道に対する罪、 を追加するものであるが、その目的は、 l'égalité et à la citoyenneté]° した〔訳注:LOI nº 2017-86 du 27 janvier 2017 relative à は美しく「平等および市民権」と名付けられた法律を制定 tout)」ないし「寄せ集め(pot-pourri)」の法律、 二〇一六年一二月に、議会は「ガラクタ箱 一八八一年七月二九日法律第二 戦争犯罪または奴隷化ない 政府の修正による第一七三 一四条の二に複数の ジェノサイド、 し奴隷化された (fourre-実際に 項

0

(minorer)

または取るに足らない

ものだとした

を、

法院の言うことを鵜呑みにしてしまった。 うな基準に依拠することを示唆したために、

憲法院は、

歴史修正主義的行為の処罰の可

立法府は、 能性がこのよ

憲

修正主義のみが、その対象となるのである。

いては、ただ憎悪の扇動に相当すると「認定された」

れた。 言は、 によって確定した場合に禁止され、 ある。このように、単純な歴史修正主義はその犯罪が裁判 合か、その表現が暴力または憎悪の扇動に相当する場合で (banaliser) 者が処罰されるようにすることであった。 つまり、その犯罪が裁判による有罪判決を受けた場 以下の二つの場合のみ処罰されるべきである、 それ以外のケー

された法律改正は、これまで暗示にとどまっていた憲法院 を見出した。 六日の判決において婉曲的にそれらを強化する新たな方法 憲法院は、 いるように思われる。このような憲法院判決の影響下でな 犯罪に対する否定発言については〔有害性が〕推定され よって有害性の証明が要求され、他方で裁判所の確定した なっていない犯罪に対する否定行為については、 月八日判決から着想を得ていた。裁判所の認定の対象と このような第二四条の二の改正は明らかに二〇 理由付けに憲法院自身を直面させたのである。 語ることによって行っている。 正 憲法院は沈黙することで行うのと同様のこと 面から取り上げるどころか二〇一七年一月二 法律に

その分析を以下のように結論することができたのである。 を含んでいないかのように語る。 律について、まるでこの法律がこのような憎悪扇動の基準 ろが次に憲法院は、 としているという理由で憲法に違反すると判断した。とこ 日法律二四条が憎悪や人種差別的暴力の教唆を刑罰の対象 る歴史修正主義的行為の処罰は、 DC du 26 janvier 2017〕。憲法院は、 定の一部を職権で審査した〔訳注:Décision n° 2016-745 この検討の根拠に関して審査された法 既に一八八一年七月二九 だからこそ、 憎悪の扇動を構成す 憲法院は

この法律を公布する前に付託を受けた憲法院は、

この規

が

三条二号最終段落は憲法に違反する」 ない表現の自由の行使の侵害をしている。 ものとすることを罰することで、立法府は必要性も比例性も ていない犯罪に対する否定、 以上のことから、 すでに裁判所の有罪判決の対象となっ 過小評価ないし取るに足らない したがって第一七

定

する第二四条の二に挿入された他の新しい規制について、

過小評価ないし取るに足らないものとすることを処罰

表現の自由を侵害しているのだ、と断言された。しかしな なっていない られているのだろう。立法府が裁判所の有罪判決の対象と おそらく、 憲法院の判旨のこの一節のみが記憶にとどめ 犯罪に対する否定行為を処罰しているから

ある。

表現の自由はその行使が「公の秩序または第三者の

を広める。 される犯罪であるジェノサイドに対する裁判所による先立 が処罰しようとする行為が同一の行為を対象としていると るで法律の違憲性を直接根拠付けるかのように強調されて 絶えず引用される最後のフレーズは、巧妙に正反対の印象 つ有罪判決をどこにも要求していない。しかし、本判決 いう理由で、違憲判断を正当化している。憲法院は、 5 憲法院はこの判決において、 裁判所による認定が存在していないことが、 憎悪教唆罪とこの ま

排斥される。しかし、憲法院が同時に、すべての犯罪 によって有罪判決の対象となっていなかったことを理 ジェノサイドの否定行為を処罰することは、それが裁判 ことにあると思われる。すなわち、アルメニア人に対する 憲法院の目的は、 明らかに次のようなメッセージを出 Ö 亩

るのである。

ろう。 うな理由づけはいささか苦しいものになってしまったであ 決の対象となるや否や違憲であるとしたとしたら、この それらがフランスの裁判所または国際裁判所による有罪判 しかしながら、 この規定は非常に問題の多い

歴史修正主義に関する罪の拡大も、 張である。 増長させると想定することによってしか行うことができな のうちの一つの否定行為が、 権 利」を侵害する場合のみ制限できるのであるから、この 憲法院が明示的に斥けたのは、まさしくこのような主 つまり、これらの犯罪それぞれの否定行為は 常にこのような有害な影響を 裁判で確定された犯罪

必ずしも、「いずれの場合においても」、憎悪または人種差 下した。 そのようなことについて何も言及せずに、憲法院は判決を 院は論理的にはこの規定を違憲とすべきであった。しかし、 別的暴力の扇動には相当しないのである。したがって憲法 憲法院の示唆に忠実に従った立法府に異論を唱え

#### 6 新第二 兀 条の二について

るのは、

難しかったのである。

るに足らないものとすることが禁止される。 対象となるや否や、その犯罪を否定、 の犯罪は 憲法院の示唆や部分違憲の結果は、 今日フランスでは、 いかなるものでも、 奴隷化ないし奴隷化された者への搾取について ジェノサイド罪、 それが司法による有罪判決の 過小評価あるいは取 最悪であった。つま 人道に対する罪

> われる。 表現の自由へのこのような制約は極めて問題であると思

導く。ずっと前からその処罰が強く望まれていたアル 政治的観点からすれば、 この制約が思いが ij

ない 状況 ジメニ

量の表現が禁止される。 法的観点からすれば、 この制約ははるかに過度広汎であ

ア人に対するジェノサイドを唯一の例外として、極めて大

の侵害をしていることは、ほとんど確かではない。 が正当化されるほどに、十分に公の秩序や第三者の権 るように思われる。対象となる表現の全体についての処罰

関する研究を世に伝えたことに大きく貢献し、ジェノサ のフランスの医師はアルメニア人に対するジェノサイドに イヴ・テルノン(Yves Ternon) の例を見てほしい。

るが、 と考えている。 ではないと考えている。 はボスニアでのスレブレニツァの大量殺戮はジェノサイド 近刊行されたインタビューや手記の中で、イヴ・テル 主義的犯罪や人種差別と一生涯闘ってきた。ところが、 ド分野の比較研究のパイオニアの一人である。彼は植民地 女性や子供が救われた以上はジェノサイドではない しかし、 彼は、それは恐ろしい犯罪ではあ 国際司法裁判所や旧ユーゴスラビ

ア国際刑事裁判所がスレブレニツァの大量殺戮をジェノサ

ル・ に非難されるべきではないか! イドと認定した以上、 フォリソンの反ユダヤ主義的譫妄と同じ理由で刑事的 イヴ・テル ノン の発言は、 口 ベ 1

それぞれの歴史問題ごとの処罰が検討されなければならな 内の特別部の判決は、フランスでそのジェノサイドの否定 責任者をジェノサイドの罪で有罪としたカンボジア裁判所 とえば、二〇一八年一一月に二人のクメール 判所の認定を基準とすることがまったく不合理であること 険と判断される明確に定義された発言に対処するためには のようなやり方では十分ではない。 えることを直ちに処罰しうることを可能にしてしまう。た 決によって、フランスでその判決の判断に対して異議を唱 道に対する罪を認定するフランス国内または国際裁判所判 を批判することが禁止されなければならないのだろうか? を示している。どのような名目で、一般論として司法判決 新たな立法によって、およそいかなる戦争犯罪または人 処罰という結果をもたらす。 事例は、 否定行為の処罰の合憲性判断につい 所与の社会の内部で危 歴史修正主義対策はこ ・ルージュ 0) 裁

はできない

犯罪、 れる。 ことを示している。 0) 隷化された者への搾取の罪のすべてを正確に列挙すること 際裁判所によって宣告された有罪判決の対象となった戦 表現が何であるか、 示している。この基準は歴史修正主義の禁止の対象となる 存在が法律に正確性を一層与えると主張 しかし、現実の状況はこのような主張が誤ってい 人道に対する罪、 今日、 を正確に知ることを可能にする、 ジェノサイド罪、 フランスの国内裁判所および 奴隷化または奴 ある は暗 玉

て、

かし、 象とされてこなかった理由を理解することが可能になる。 Facebook や Twitter が二四時間で特定することはいささ 時間以内に特定して削除することを命じるものである。 プラットフォーム事業者に対し、 すなわち、私が最初に言及したこの法律は、 がインターネット上の憎悪対策を狙いとする法律の規制 所 本法律の非常に複雑なこの特徴によって、 の判 明白な方法で否定行為の向けられた事件が確かに裁 決の対象となっていたかどうか 明白に違法な内容を二四 歴史修正主 オンライン・ K つ

られる。

憲法院はコンセイユ・デタと同様に裁判所の判決

私の

この指

摘は第

一四条の二の

他の大きな欠陥に

も向

け

か

難しいことは理解されてい

る

判

罪を規制対象としないのは、憲法院の考えを押しつけられ が見てきたように、歴史修正主義の対策の弱化を招いてい り出すことは困難であり、このことが、要するに本日私達 ランスで否定行為が禁止されている犯罪の明確な概念を作 否定行為をまとめて対象としたのである。それゆえに、 よって有罪判決の対象となった極めて多くの犯罪に対する 別的に決定するために、様々な歴史修正主義を別々に検討 たフランス議会のいつもの対処方法の結果である。 ト上の憎悪対策を狙いとする法律が歴史修正主義に関する ていることになってしまった。 ではなく、 立法府は、 その重要性や有害性を判断するよりもむしろ、裁判に フランス国内および国際的な刑事判決に通暁 歴史修正主義的行為を処罰するかどうかを個 したがって、インターネッ フ

定し、過小評価し、 とすることが、自称した人種、 よって宣告された有罪判決の理由となったとき に定められたうちの一つの手段により誇張的な方法で否 Š 次のときに、 その犯罪の否定、 その犯罪がフランスの裁判所または国 同様の刑に処せられる または取るに足らないものとした者 過小評価、

際 裁

判 所

または憎悪の扇動に相当するとき。」 国籍をもとに定義される集団やその構成員に対する暴力 信条、 取るに足らないものだ 宗教、 門地または

刑 事裁判所規程の第六条、 たものとは別のジェノサイド罪、 事法典第二一一―一条から第二一二―三条、 一条Aから第二二四 「一九九八年七月一八日にローマで調印された国際刑 四六一―三一条に規定され、 一一条Cおよび第四六一一一条か 第七条および第八条、 前条第一項に定められ 別の人道に対する罪 ならびに、 第二二四

るのである。

奴隷化

ないし奴隷化された者への

搾取

の罪を、

第二三条